

みやま中学校校舎建築設計業務委託 プロポーザル募集要領

令和7年4月

みやま市教育委員会 教育総務課

目次

1 目的	1
2 委託業務の概要	1
3 技術提案に係る概要	2
4 参加資格と条件	3
5 失格要件	4
6 参加表明書等の提出について	5
7 技術提案書等の提出について	5
8 質問の受付と回答	6
9 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	6
10 審査について	7
11 関係資料の配布及び現地説明会について	8
12 契約について	8
13 その他	8

別紙

- 1 参加表明書
- 2 質問書
- 3 現地説明会 参加申込書

1 目的

この要領は、本市が「みやま市立みやま中学校校舎建設工事(以下「新校舎建設工事」という。)に係る基本設計・実施設計業務等」を委託するにあたり、専門的な知識や高度な技術と発想力をもって魅力ある提案を受けることを目的とし、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

みやま中学校校舎建築設計業務

(2) 業務内容

下記及び「みやま中学校校舎建築設計業務委託 特記仕様書」に示す内容を本業務の委託範囲とする。

- ・新校舎建築工事の基本設計及び実施設計(※敷地内の新校舎等以外の設計対象ではない施設(屋外運動場など)の配置計画を含む)
- ・設計に伴う積算業務
- ・設計に必要な各種測量業務
- ・建築確認申請、開発許可申請、電波障害等の新校舎設置に係る事前協議及び申請手続等に関する業務
- ・法規制等及び関連事業との調整、関係機関との協議資料作成、手続
- ・その他、本業務に必要な事項(受注業者決定後に協議のうえ、決定する。)

(3) 業務の対象となる建設工事

(2)業務内容の対象となる新校舎建設工事の概要は、配布資料「みやま中学校校舎建設事業計画概要説明書」のとおり

(4) 契約期間及び各業務の履行期限

契約期間： 契約締結日から令和9年3月31日まで

【履行期限】

基本設計： 令和8年3月31日 ※概算工事費を積算すること。

実施設計： 令和8年7月31日 ※設計図書、概算工事費を提出すること。

設計積算： 令和8年10月30日

積算調整： 令和8年12月28日

建築確認申請等手続き： 令和9年3月31日

(5) 見積提案限度額

160,000千円(消費税及び地方消費税を含まない)

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(7) 支払い条件

契約金の支払いの一部を、事業着工時に前金払いとすることができる。また、全ての事業が完了する前に、一部の事業完了分に対して、部分払いとすることができる。詳細は、市と事業者との間で締結する設計業務委託契約に示す。

3 技術提案に係る概要

(1) みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会において参加者の中から最優秀者1者、優秀者1者を選定し、それぞれを本業務の委託候補の第1順位、第2順位とする。

(2) スケジュール

区 分		項 目	日 程
公 告		本プロポーザルの公告	令和7年5月15日(木)
一 次 審 査 (書類審査)	参加表明書等提出	募集要項等の配布	令和7年5月15日(木)から 令和7年6月11日(水)まで
		参加表明書等に関する質問書の受付	令和7年5月19日(月)から 令和7年5月27日(火)まで
		現地見学会	令和7年5月24日(土)
		参加表明書等に関する質問への回答の公表	令和7年6月2日(月)
		参加表明書等の受付	令和7年6月3日(火)から 令和7年6月11日(水)まで
		一次審査結果の通知	令和7年6月18日(水)
二 次 審 査 (対面審査)	技術提案書等提出	技術提案書等に関する質問の受付	令和7年6月19日(木)から 令和7年6月30日(月)まで
		技術提案書等に関する質問への回答の公表	令和7年7月4日(金)
		技術提案書等の受付	令和7年7月7日(月)から 令和7年7月18日(金)まで
		プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)	令和7年7月30日(水)
		二次審査結果の公表	令和7年8月5日(火)

4 参加資格と条件

(1) 参加資格

- ① 本プロポーザルに参加する者(以下「参加表明者」という。)は、単体企業又は共同企業体であること。共同企業体の場合には、下記基準を満たすこと。
 - ・単体で参加申し込みをしていない2者以上で構成され、かつ構成員のいずれも申し込みをしている他の共同企業体の構成員でないこと。
 - ・主たる企業(共同企業体の代表者)は、出資割合が最大であること。
 - ・構成員の出資比率は、それぞれ30%以上であること。
 - ・総括責任者※1は、共同企業体の代表者に所属していること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ③ 平成17年4月1日以降に、延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事の設計実績を有すること。なお、共同企業体は主たる企業がこの条件を満たしていれば足りるものとする。また、「延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事」とは、校舎棟のみで延べ面積が6,000㎡以上であることとし、屋内運動場等の付属棟は含まないものとする。(以下、同じ)
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 福岡県内に本社または事業所を有し、令和5・6年度のみやま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 公告日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び市税等の税の滞納がないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である者を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ みやま市政治倫理条例(平成19年みやま市条例第174号)第20条の規定に該当する者でないこと。
- ⑩ 本業務に係る審査委員会の委員でないこと。
- ⑪ 本業務に係る審査委員会の委員が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。

※1 総括責任者とは、業務全体の管理及び総括を担う技術者のことです。

(2) 参加条件

- ① 総括責任者は、本プロポーザルの公告日時点において、一級建築士の資格を有

- し、参加表明者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ② 総括責任者は、延べ面積が6,000㎡以上の学校建設工事の設計実績を有すること。
 - ③ 総括責任者は、主任技術者を兼任してはならない。
 - ④ 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
 - ⑤ 総括責任者及び意匠主任技術者を除く主任技術者については、協力者(協力事務所)を加えることが出来る。ただし、協力者は他の参加表明者と重複することができない。
 - ⑥ 意匠主任技術者は、本プロポーザルの公告日時点において一級建築士の資格を有すること。
 - ⑦ 構造主任技術者は本プロポーザルの公告日時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
 - ⑧ 電気設備及び機械設備の主任技術者は本プロポーザルの公告日時点において設備設計一級建築士の資格を有すること。
 - ⑨ 参加表明者及びその協力者は、主たる分担業務分野について第三者に再委託をしてはならない。
 - ⑩ 有資格者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定に該当しないものであること。

5 失格要件

次のいずれかの事項に該当する場合は、その参加表明者を失格とする。

- (1) 審査委員会の委員又は事務局関係者に、直接・間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- (3) 本プロポーザル募集要領の内容に違反すると審査委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に関して指定する様式(以下「様式」という。)によらないほか、次のいずれかに該当する場合。
 - ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - ・様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ・記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ・虚偽の記載がある場合。(契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。)

(5) 本プロポーザルの公告日から契約日までに、地方公共団体等からの入札参加資格停止等の措置を受けた場合。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく欠席した場合。

(7) 見積書(様式8)の金額が前記2(5) 見積提案限度額を超過した場合。

6 参加表明書等の提出について(一次審査関係)

(1) 本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記①～②の書類を提出すること。共同企業体の場合には、設計共同体協定書の写しを添付すること。

① 参加表明書(別紙1)

② 様式1～2

(2) 参加表明書、様式1～2の作成要領は別紙、「みやま中学校校舎建築設計業務プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

(3) 提出期間

令和7年6月3日(火)から令和7年6月11日(水)まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで

(4) 提出場所及び方法

下記の事務局に持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

(5) 事務局

みやま市教育委員会 教育総務課 学校施設係

〒835-0192 福岡県みやま市山川町立山1278番地

TEL:0944-32-9027(直通) FAX:0944-32-9100

e-mail:shisetsu@city.miyama.lg.jp

7 技術提案書等の提出について(二次審査関係)

(1) 二次審査に参加するものは、技術提案書(様式3～7)の書類を提出すること。

(2) 技術提案書の作成要領は別紙、「みやま中学校校舎建築設計業務プロポーザル参

加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

(3) 提出期間

令和7年7月7日(月)から令和7年7月18日(金)まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで

(4) 提出場所及び方法

事務局に持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

(5) 要求した内容以外の書類等は受理しない。

(6) 事務局にて受付順にプレゼンテーション及びヒアリングの順番の抽選を行う。

8 質問の受付と回答

(1) 質問の方法

質問は、別紙2の様式を用い電子メールにて事務局まで提出し、事務局に電話で受信確認すること。

(2) 質問書の受付期間

① 参加表明書等に関するもの

令和7年5月19日(月)から令和7年5月27日(火)まで

② 技術提案書等に関するもの

令和7年6月19日(木)から令和7年6月30日(月)まで

※それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、下記日程で市ホームページに掲載・公表する。ただし、質問回答書のとりまとめ状況次第で、回答の公表を下記の日程より早く行う場合がある。

① 参加表明書等に関するもの 令和7年6月2日(月)

② 技術提案書等に関するもの 令和7年7月4日(金)

9 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングは、技術提案書受付期間後に開催し、

詳細な時間、会場、その他の事項は、一次審査で選定された者に対し、知らせるものとする。

(1) 実施日 令和7年7月30日(水)

(2) 実施場所 参加者に対して別途通知

(3) 実施方法 「二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)実施要領」参照

10 審査について

(1) 審査委員会

審査委員会の委員は10名以内とし、会議は非公開とする。また、審査結果についての質疑及び異議の申し立ては受け付けないものとする。

(2) 一次審査

参加表明者から提出された参加表明書等を審査し、採点結果に基づき上位から5者程度を二次審査の参加資格者として選定する。

(3) 二次審査

参加表明者から提出された技術提案書等を基に総合的能力を審査し、一次審査及び二次審査の評価項目における総配点の70%以上を獲得した参加表明者の中から、最優秀者1者と優秀者1者を選定する。なお、同点により最高得点者が複数となった場合は、審査委員の協議によって最優秀者1者と優秀者1者を決定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

① 一次審査

- ・通知日 令和7年6月18日(水)通知
- ・通知方法 参加表明者に対し、電子メールにより通知する。

② 二次審査

- ・通知日 令和7年8月5日(火)通知
- ・通知方法 最優秀者1者及び優秀者1者を市ホームページで公表するとともに、二次審査参加者に電子メールにより通知する。

(5) 評価基準

配布資料「評価項目及び配点表」参照

11 関係資料の配布及び現地説明会について

(1) プロポーザル関係資料の配布方法及び期間

- ・配布方法

みやま市ホームページにて電子データを配布する。

- ・配布時期

令和7年5月15日(木)から令和7年6月11日(水)まで

(2) 現地見学会

希望者に対して、下記のとおり現地見学会を実施する。

- ① 実施日時

令和7年5月24日(土)10時00分～（1時間程度を予定）

- ② 集合場所

瀬高中学校 駐車場(9時50分までに集合)

- ③ 申込方法

事務局に令和7年5月22日(木)17時までに別紙3「現地見学会参加申込書」を電子メールで送付すること。

- ④ 参加人数

参加表明(予定)者1者につき3名まで

- ⑤ 見学会の流れ

- ・瀬高中学校屋外運動場へ移動
- ・新校舎建設工事における配置計画等の説明
- ・事務局による敷地内の案内

- ⑥ 留意事項等

- ・当日の質問は基本的に受け付けない。質問がある場合は、質問書(別紙2)に記載すること。
- ・当日の資料配布は行わないため、各自「みやま中学校校舎建設事業計画概要説明書」、「みやま市立みやま中学校校舎整備 基本計画」等を持参すること。
- ・所属する会社名が他者に知られないよう服装や言動に配慮すること。
- ・屋外での案内となるため、服装はクールビスや歩きやすいものを推奨する。

12 契約について

最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行う。ただし、最優秀者との契約が合意に至らなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

13 その他

- (1) 参加表明者は本要領に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) 参加表明者1者につき1提案とする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 参加表明書、質問書及び技術提案書の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は無効とし、提出者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (8) 技術提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 技術提案書の作成のために本市から提供した資料は、了解なく公表、使用することはできない。
- (10) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできない。
- (11) 提出後における技術提案書等の記載内容の変更及び再提出は認めない。
- (12) 提出された技術提案書等は、みやま市情報公開条例により情報公開の対象となることがある。
- (13) 本プロポーザルにおいて、参加表明者が1者であっても本要領に基づき実施するものとし、採点合計が70%以上を獲得した場合は、本委託業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行うものとする。
- (14) 本委託業務を受注した設計事務所等(協力を受ける他の設計事務所等を含む)が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできない。
- (15) 市は本プロポーザルにおいて提出された技術提案書等の内容に拘束されない。
- (16) 本要領に記載されていない事項については、審査委員会及び事務局にて協議して決定するものとする。

別 紙

別紙1

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

みやま市長 松嶋 盛人 様

(代表者)所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「みやま中学校校舎建築設計業務委託」に係るプロポーザルに下記のとおり参加することを表明し、あわせて、一次審査に係る必要書類を提出します。

記

1 参加企業構成の種別 単独企業 ・ 共同企業体

2 共同企業体の構成員(上記申請者を代表とし、その他の構成員について記載)

構成員① 所在地

商号又は名称

代表者

構成員② 所在地

商号又は名称

代表者

3 担当者の連絡先

部署名	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

令和 年 月 日

質 問 書

業務委託名	みやま中学校校舎建築設計業務委託	
所在地		
会社名 代表者		
担当者	(電話) (E-mail)	(FAX)
番号	質問事項	具体的な内容

※質問事項欄には、質問の該当項目、番号、ページ等を記入すること。_

別紙3

現地見学会 参加申込書

令和 年 月 日

みやま市長 松嶋 盛人 様

(代表者)所在地
商号又は名称
代表者職氏名

※押印不要

「みやま中学校校舎建築設計業務委託プロポーザル」の現地見学会に、下記のとおり申し込みます。

記

1. 参加企業名(会社名) : _____

2. 代表者名(当日参加する者の代表者): _____

3. 参加人数: _____ 名※最大3名。代表者を含む。

4. 連絡先

部署名	
担当者氏名	
電話番号	
E-mail	